

## 前橋市中心市街地地域おこし協力隊要綱

### (設置)

第1条 官民連携による中心市街地の活性化を目指すべく、中心市街地でまちづくりに関わる事業者と連携し新たな地域の担い手の発掘を進めるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき前橋市中心市街地地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

### (活動)

第2条 協力隊の隊員及びインターン参加者（以下、「隊員等」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) まちづくりに関わる課題に対する調査研究及び課題解決に向けた活動
- (2) 中心市街地の魅力を市内外に周知するための情報の収集及び発信
- (3) 都市との交流及びシティプロモーションに関する活動
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める活動

### (委嘱)

第3条 隊員等は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者

ア 隊員 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移し、かつ、住民票を異動させた者又は海外在住者、隊員経験者（他市町村で2年以上地域おこし協力隊の隊員として活動し、かつ、解嘱されてから1年以内の者）若しくはJ E Tプログラム修了者（他市町村で2年以上J E T参加者として活動し、かつ、J E Tプログラムを終了してから1年以内の者）であって、生活の拠点を本市に移し、かつ、住民票を本市に異動させた者

イ インターン参加者 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移した者。ただし、住民票の異動は要しない。

生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移し、かつ住民票を異動させた者。

ただし、海外在住者、隊員経験者（他市町村で2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者）及びJ E Tプログラム修了者（他市町村で2年以上J E T参加者として、活動し、かつ、J E Tプログラム終了から1年以内の者）はこの限りではない。

なお、インターン参加者については、住民票の異動を要しない。

- (2) 心身ともに健康で、地域協力活動に熱意を持って取り組むことができると認められる者
- (3) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができると認められる者

### (委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、必要に応じ最長3年まで更新することができるものとする。

2 インターン参加者の委嘱期間は14日以上90日以内とする。

### (活動時間及び活動日数)

第5条 隊員等の活動時間は、原則として1日当たり6時間とする。

2 隊員等の活動日数は、原則として1月当たり20日間とする。

(活動範囲)

第6条 隊員等の活動範囲は、前橋市内とする。ただし、本市の地域活性化に資すると認められるときは、市外で活動することができるものとする。

(報償)

第7条 隊員の報償は、月額266,640円とする。

2 前項の規定に関わらず、隊員の1月当たりの活動日数が20日間に満たない場合は、1時間当たり2,222円の単価に基づき日割り計算により算出した額を支払うものとする。

3 インターン参加者の報償は、1活動日あたり12,000円を上限とする。

(活動に関する経費)

第8条 市長は、隊員等の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(守秘義務)

第9条 隊員等は、第2条各号に定める活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も同様とする。

(活動の報告)

第10条 隊員等は、活動の内容に関する業務報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第11条 市長は、隊員等が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 隊員等本人から解嘱の申出があったとき
- (2) 法令等に違反し、または隊員等としての職務を著しく怠ったと認められるとき
- (3) 心身の故障のため、隊員等としての活動が継続できないと認められるとき
- (4) 隊員等としてふさわしくない行動が認められたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員等として適当でないと認めたとき

(市の役割)

第12条 市長は、協力隊の活動が円滑に行えるよう、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 隊員等の活動に関する総合調整に関すること
- (2) 隊員等の活動に関する住民への周知に関すること
- (3) 隊員等の活動に必要な経費を予算の範囲内で負担すること
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要と認められること

(支援団体への事業の委託)

第13条 市は、隊員等の募集及び移住生活のための支援並びに地域協力活動の調整及び支援を行うことができると認められる法人又は団体（以下「支援団体」という）に、協力隊の事業に関する業務の一部を委託することができるものとする。

2 支援団体は、次に掲げる条件をいずれも満たす団体とする。

- (1) 前橋市アーバンデザインの策定区域に事務所を有している

- (2) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基盤のある法人又は団体
- (3) 隊員等の活動拠点の確保、活動計画の策定など、隊員等の活動を支援しうる体制が整っているだけでなく、地域の要職についているなど地域に入り込むための支援を行う体制が整っている
- (4) まちづくりに関わる課題に対する調査研究及び課題解決に向けた事業を行っており、中心市街地において実績を上げている

(支援団体の業務)

第14条 支援団体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 隊員等の活動計画の策定に関する業務
- (2) 隊員等の募集及び隊員等候補者の選定に関する業務
- (3) 隊員等の活動の調整、指導及び支援に関する業務
- (4) 隊員等の活動実績の取りまとめ及び広報・情報発信に関する業務
- (5) 隊員等に対する研修、生活及び定住のための支援に関する業務
- (6) 本事業の円滑な運営に関する業務
- (7) その他、定めのない業務については必要に応じ市長と協議のうえ決定する

(活動の報告)

第15条 市長は、必要に応じて、支援団体及び隊員等から活動の内容に関する業務報告書の作成及び提出を求め、または調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年3月18日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。